

# 令和元年度第2回広島県私立学校審議会 議事録

- 1 日 時 令和元年12月25日(水) 15時00分から16時50分まで
- 2 場 所 広島市中区基町10番52号  
広島県庁 北館2階 第2会議室
- 3 出席委員 福岡会長 米川委員 太田委員 加藤委員 喜田委員  
龍永委員 田中委員 田原委員 原田委員 吉川委員  
(委員10名出席)

## 4 議 題

### (1) 認可事項

- ア 山陽女学園高等部の通信制課程の設置について
- イ 学校法人神石高原学園の設立に伴う寄附行為の認可について
- ウ 神石インターナショナルスクールの設置について
- エ 穴吹調理製菓専門学校の高等課程の廃止について

- 5 担当部署 広島県環境県民局学事課  
TEL082(513)4496(ダイヤル)

## 6 会議の内容

### (1) 開会

委員総数10名中10名が出席しており、定足数を満たしていることを確認した。

### (2) 認可事項

- ア 山陽女学園高等部の通信制課程の設置について

#### (ア) 申請内容

通信制課程を設置する。

#### (イ) 質疑内容・意見

- ・通信制課程の施設は、同じ敷地内に置かれるのか。  
(事務局) 同じ校舎を活用するようになる。
- ・全日制の先生が、通信制を兼務されるようになるのか。  
(事務局) そうである。兼務するという形になる。
- ・学生数は変わらないので、教員の負担は変わらないという説明であったが、課程設置の趣旨によると、山陽女学園の全日制課程に通うのが困難になった生徒さんなどに対応されるということであるので、負担が増えるのではないかと思う。山陽女学園からの入学希望者と他校からの入学希望者の比率はお聞きになっているか。

(事務局) 自校からの入学者, 他校からの入学者の比率は聞いていないが, 他校からの入学者を併せても, 定員の240名まで入学するということはないのではないかと聞いている。

・今日は, 別の案件で, 私立学校の教員の方の業務が増えており, 労働基準監督署が是正勧告を出している私立高校があるという事例を用意してもらっている。山陽女学園は十分お考えになっておられると思うが, 教員の方の負担が多くならないようにしていただきたいと思う。

(ウ) 結論

適当と認める。

イ 学校法人神石高原学園の設立に伴う寄附行為の認可について

ウ 神石インターナショナルスクールの設置について

(ア) 申請内容

学校法人を設立する。

小学校を設立する。

(イ) 現地調査報告

12月6日に現地調査を行った。校舎, 寄宿舍, 校地全体の順で報告をさせていただく。

まず校舎について, 将来的には法人事務室及び食堂となるクラブハウス棟と食堂棟を見せていただいた。開校当初は, 事務室, 職員室, 食堂, 教室, 図書コーナーといった全ての機能を備えるコンパクトな建物として使用するという事で, 第1期工事で整備している。これは既に完成しており, 今年の夏に開催されたサマースクールでも使用したということであった。新しいので, 大変, きれいではあったが, そこにある備品, 机などは, 贅沢なものではないという印象をもった。

それから, この建物は, 第2期工事に入ると, 法人事務室と食堂となるわけで, それとは別に校舎等を新築される予定になっており, そこで, 必要な教室などを確保して, 併せて体育館も新設する計画である。そのための用地も確認できた。非常に広大な用地であって, もともとテニスコートがあった敷地のひとつに校舎棟が建ち, 別の区画に寄宿舍棟が建つ。そして, 別の区画はグラウンドにするというようなレイアウトになっている。それらは, 2メートル近く低いところにあるということで, クラブハウス棟から行くと, 屋上, 屋根部分から出入りするようになるという非常にユニークな作りになるということであった。

寄宿舍については, もともとは, 丸太で作ったログハウスの一戸建てであったものを改装したもので, 2棟について実際に中に入って視察した。一軒のハウスに児童12名がはいるということで, 4人部屋が3室あり, 教員が一人若しくは御夫婦でも対応可能ということで, 児童とともにそのログハウスで寝泊りをするという構造になっている。これもサマースクールで使用したとこのことで, あとは, 入居を待つばかりといった感じであった。

ベランダ部分から落下するということがないように、落下防止用の柵を取り付けたり、窓から転落をすることがないように、横棒を設置していくということとを今後していくということであった。

このようなログハウスは多数あるが、改装費用が1棟あたり2千万円以上かかるということで、非常に高額だということ、また、管理上の問題ということで、まとめて一つの寄宿舍棟を新築するということが、それは第3期工事で計画をされている。これが完成すると管理もしやすく便利になる見込みである。

グラウンドについては、開校に必要な条件を満足させるために、第1グラウンドが既に整地されており、それ以外に第2、第3、第4グラウンドとして分散型のグラウンドがある。分散しているが、特に支障はないのではないかと印象であった。

あと、校地全体についてであるが、周りは雑木林である。道路からの出入りという意味では、校地へのゲートは一か所に限られるので、そこに守衛を置いて門を開け閉めする予定ということであった。また、ゲートから手前の道路にはあえて学校の看板は建てない方針であり、それは、ここに学校があるということに主張することによって、不審者の侵入を招いてはいけないという考えだという話を伺った。

そして校舎及び寄宿舍は24時間体制の有人警備態勢をとるとのこと。

また、猪や蛇、蜂などの害獣、害虫がいるので、必要なところに柵の設置を進めていくということであった。また、蛇については、草刈りを定期的に行うことで、予防できるだろうということであった。

全体としては、山奥にあって、大変自然豊かな、雑木林に囲まれて静かな環境で学ぶことができる、そういった意味でユニークな学校という印象をもった。

#### (ウ) 質疑内容・意見

・神石インターナショナルスクールが全寮制の学校ということで、参考資料の提出を受けている。参考資料の説明をしていただく。

・長い間、本件について、いろいろな審議をして参り、設置認可の審議までこれたということで、大変、喜ばしいことだと思っている。

設置認可という段階になったときに、前回、8月の審議会から今日まで、ちょっと気になる動きがあったので、皆様にお知らせ、皆様ももう御存知のことだとは思いますが、もう一度、設置認可の前に、確認をと思ったのが、この参考資料である。

1枚目は、皆さん、もうよく御存知のことだと思いが、広島県内の県立中高一貫校で、男子生徒がいじめを受けて転校したという事案である。県教委は、今回のケースは「いじめで生徒の心身に重大な被害が生じ、転校を余儀なくされた」として、いじめ防止対策推進法が定める重大事態に認定したものである。この案件は、第三者委員会で調査を始められ、現在も調査中である。

保護者によると、男子生徒はこの春、学校の寮で別の生徒から馬乗りで殴られたり、「部屋から出てくるな」と言われたりし、学校側は生徒間の話合いの場を設けるなどして解決を図ったが、その後も寮の共有スペースを使わないように言われたり、「死ね」と暴言を浴びせられたりするなどのいじめがあり、転校したとのことである。

校長先生は、「発覚後にさまざまな対応をしたが、結果的にいじめが続き、生徒の本当の声をすくい上げることができなく、申し訳ない」とコメントを出されている。高校レベルでも、寮での生活というのは何かと難しいものと感じた。

それから2枚目。これは、先ほどの山陽女学園の事案のときに少し触れたが、「働き方改革関連法」が成立し、残業時間に上限を設ける規制が今秋から企業や団体に順次導入され始め、私立学校も規制の対象になるが、現場の対策は進んでいないと。長時間労働を強いられ、残業代も十分に支払われない先生たちは少なくなく、労働基準監督署からは是正勧告を出される私立高校も相次いでいるということである。

3枚目は、直接、私立学校に関わってこないことであるということは御存じのことだと思うが、教員に変形労働制が導入されるという、変形労働制というのは、忙しい時期に労働時間を延ばし、夏休みなどに休日をまとめ取りすることができるようにするもので、公立高校で導入することができるようにする教職員給与特措法の改正法が成立している。

教員の残業の上限を「月45時間、年360時間」以内とする文部科学省のガイドラインを法律に格上げし、順守を求めるということで、これに対して、名古屋大学の准教授は、教員は、毎月残業していて閑散期がないのに、さらにこの変形労働制を導入すると、ただ働きする状況になりかねず改悪なのではないかということを言われている。

国立、公立、私立を問わず、どこかで働き方についてユニークなことをすると、それに追従するということが多いので、おそらく、この変形労働制というのが法律になってしまうと、私立学校の先生にも何らかの影響があるのではないかと考えた。

今までも、十分に審議をして、この度の現地調査の説明だと、ログハウスに教員の方も住み込まれるとのことである。

こうした状況の中、前回の審議会後、いろいろな事案が起きていて、しかも高校レベルでいじめの重大事案が寮で起きてしまっているということは今一度、設置者に何らかの形で伝え、労働基準法に則って、学校運営をしていただければ、我々は何らかの意思表示を設置認可に際してしてはいかがだろうかということで、委員の皆様はどう思われますかということで、資料を出させていただいた。

イメージしているのは、設置認可の際に、所管庁である県から、口頭か何かで伝えていただくという、審議会でこういったことが話題に上がり、委員から慎重に運営していただきたいという意見があったということ伝えていただくという、そのように考えている。

・この資料を拝見して、学校の先生は、こんなに長時間働かされているのかと。会社の場合は、この4月から、45時間を超えると産業医の面接を受けて、健康ですよという判断をもらわないといけない。学校も労働基準法に基づいて働いているのでしょうから、学校法人としても、きちんと法律を遵守していただかなければならない。

また、いじめの問題は、いろんなところで起こり、テレビなどで報道がされているが、特に、寮という閉鎖された中で、まだ人格形成がされていない小さい子供の管理をどうしていくのか、このへんのことは、設置者に学校運営をしていく中で、留意をしてくださいというべきかなとは私自身は思う。

(事務局)事務局から、認可の際に、そういうことを十分に留意することを設置者に伝えていきたいと考えている。

・これに関連して思ったことだが、日本社会として、学校に対する依存がすごく高い。学校の先生に対して。例えば、会社だったら時間外になれば、基本的には電話が通じないから、社員の方と連絡をとるのは控えるというマナーがほぼ成立していると思う。学校の場合は、子供が何かしたら、家で何かしたという時でも、担任の先生に、ラインで、あるいは携帯電話に連絡して「どうしたらいいでしょう」「なんとかしてほしい」ということがよくあることである。日本社会そのものが、学校というところに、公立か私立かに関係なく依存しているという構造がある。クラブ活動も、日本社会では、学校にすごく求められている。公立、私立関係なく、中学も高校も。さらに、この神石高原インターナショナルスクールの場合は、全寮制ということで、生活を丸ごと預かろうとしている、親御さんもそれを期待して、お聞きすると、東京や神奈川県の方が、広島県の学校に預けてしまおうというものなので、24時間丸ごと預けてしまう。それを学校が8時から5時で切ることはできない。そういうことを前提として、基本的に、職員の方の勤務時間は、こういうふうに組み立てるとことはしていただかないといけない。しかし、どうしても、子供は生き物ですから、夜は活動を控えますということはないわけで、夜中に問題を起こすかもしれないし、病気になるかもしれない。そうしたことに学校は最善を尽くして対応しないといけないので、そうしたことが起きた場合に残業時間云々ということを経営問題だということができない面があるかと私は思う。もし、それが問題化したときに、当事者の話をよく聞くということが必要なのではないかと思う。

基本は基本で大事。しかし、変則的なことが起きやすい現場だということを理解しておかないといけないのではないか。

・先生がたくさんいらっしゃれば、いろんなことが起きても、ある程度、負担は軽くなるはずである。

・担任とかクラブ顧問という方が、私は5時までで、あとはこの人に相談してくださいといっても、人間関係の深さが全然違うので、相談しないという問題がでてくる。あの先生の言うことだから聞くとか、あの先生が言うからこの子は心を開くとか、そうすると、キャパの広い先生には、すごく相談がいく。

・確かにそういったことも考えて人数はいたほうが良いと思うが、みんながみんな同じスタッフではないので、人間関係というものがあって、数だけでも、また、解決できないことがあるかなと思う。

・舎監はどうされますかということを設置者に聞いたが、やはり、なかなか採用するのは難しいということで御苦労され、全国から人を探しているということであった。設置者の方も、十分、気を付けられると思うが、こうしたことになりがちなので、審議会でも長い時間をかけて審議してきたことであり、成功していただきたいので、十分に留意してくださいという趣旨である。

・十分に留意してもいじめは起きる。起きたときが問題で、今回の県立中高一貫校が新聞記事になったのも、起きたときに、県教委にきちんと報告して、ちゃんと対応されたからである。起きないように注意してくださいね、とあまり言いすぎると、隠蔽するおそれがある。起きるのは当たり前。起きるのが前提でその時の対処をどうするのか、そこを気を付けてくださいというのであれば分かる。起きないようにしてくださいねというのは間違いだと私は思う。

・起きないようにしてくださいという気はなく、学校運営上、労働基準法を遵守してくださいねということ。

・いじめが起きたときのいじめ対策は。

・そこまでは言えないのではないかと。我々が言えるのは、労働基準法の遵守までだと思う。

・労働基準法は学校法人の問題。私学は、調整手当とは別に残業代を払いなさいという判例が出ている。これを守らない学校は、労基法で取り締まるべき。当たり前のことであるから。法人を立ち上げる際、一番、気を付けていると思う。最初につまずいたら、世界から生徒を集められるということであるから、生徒が集まらなくなる。だから、一番、気を付けられていると思う。

・時間をかけて、なぜ、御意見を伺ったのかということ、広島県の認可のもと、全国初の全寮制の小学校がつくられるということで、モデルケースになるわけで、我々も慎重に審議を進めてきたわけだが、前回の審議から現在までに、こうした問題も起きているので、十分に御留意いただけたらという趣旨であった。もし、反対ということであるのであれば撤回する。

・審議会として言い方が難しい。認可するけど気を付けてください、というのは。

・確かに、いじめについて気を付けなさいというのは難しい。

・学校業界とは離れた立場から言うと、あれだけ報道され、起きたら絶対ばれるのに、なぜ、隠そうとするのか。企業だったら、一回目は許されるが、二回やったら、社長以下首になる。

・労働基準法を守ってくださいねというのは、当たり前のこと、守るべきことは当たり前のことだが、こういう留意事項もありますねと審議会での意見を伝えることは、学校にとって大きな問題にならないのではないかと思います。念のためにお伝えするという、昨今、こういうことも起こっているのと伝えることは、学校法人にとって、大きな問題ではないのではないかと思います。

#### (エ) 結論

学校法人神石高原学園の設立に伴う寄附行為の認可について、適当と認める。

神石インターナショナルスクールの設置については、所轄庁である県から設置者に、今まで審議会でも審議してきたことを伝え、設置を認可する。

#### エ 穴吹調理製菓専門学校の高等課程の廃止について

##### (ア) 申請内容

高等課程を廃止する。

##### (イ) 質疑内容・意見

・今まで、中学校卒業後すぐに行けたが、今後は、行けなくなるということか。

(事務局) 専門課程になるので、高校卒業後ということになる。

- ・ 1年コースだったのか。
- (事務局) 修業年限は1年である。
- (ウ) 結論  
適当と認める。

以上